解散公告（第一回）

当公社は、平成二十八年二月二日三重県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月二十九日

三重県伊勢市岩渕一丁目七番二九号

伊勢市土地開発公社

清算人　藤本　亨

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年一月二十二日福岡県知事の認証により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月二十九日

福岡市南区那の川一―一三―八

宗教法人祖神道本庁福岡本部

清算人　藤本　朝仁

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年一月二十三日熊本県知事の認証により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月二十九日

熊本県玉名郡長洲町上沖洲一一一番地

宗教法人祖神道本庁熊本支庁

清算人　藤本　朝仁

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年一月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月二十九日

岐阜県加茂郡川辺町上川辺六一一番地

普門院

清算人　久司　宗浩

解散公告（第二回）

当認可地縁団体は、平成二十七年三月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月二十九日

京都府宇治市琵琶台三丁目一二番地三宇治野神集会所

ユニタウン野神自治会

清算人　山本　篤史

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年一月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月二十九日

宮崎県宮崎市橘通東二丁目九番一九号

宮崎県建設業厚生年金基金

代表清算人　仁科俊一郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年六月六日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月二十九日

北海道網走市南四条西一丁目八番地網走信用金庫内

網走信用金庫職員組合

清算人　山口　康雄

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年一月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月十九日）の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月二十九日

宮城県仙台市青葉区本町三丁目五番二二号

東北管工事業厚生年金基金

代表清算人　渡辺　皓

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月二十九日

東京都台東区台東四丁目一四番八号

東日本菓業厚生年金基金

代表清算人　齋藤　孝喜

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十八年一月十九日東京都知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月二十九日

東京都あきる野市二宮三五〇番地

あきる野市土地開発公社

代表清算人　尾﨑　喜己

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金二十六億六千百四十八万五千十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年二月十五日

掲載頁　七十一頁（号外第三十二号）

平成二十八年二月二十九日

愛知県一宮市島崎一丁目一四番五号

アドバン・エンジニアリング株式会社

代表取締役　栗本　英有

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年二月二十九日

群馬県渋川市伊香保町伊香保五九四番地の一九

伊香保ガス株式会社

代表取締役　川田　正

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年二月二十九日

香川県小豆郡小豆島町苗羽甲二〇一二番地

佐伯製材株式会社

代表取締役　佐伯慶一郎

社債権者集会招集公告

左記のとおり株式会社鬼怒川温泉山水閣第一回転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」といいます。）の社債権者集会を開催いたしますので公告いたします。社債権者各位はご所有社債券を平成二十八年三月十六日までに招集者である株式会社鬼怒川温泉山水閣にご提示下さい。書面により議決権を行使する場合には、議決権行使書面を平成二十八年三月二十三日午後五時必着で招集者にご送付下さい。

一、集会の日時

平成二十八年三月二十四日午後二時

一、集会の場所

栃木県日光市鬼怒川温泉滝五三〇番地株式会社鬼怒川温泉山水閣会議室内

一、集会の目的たる事項

本社債に係る償還期日一部変更による一部支払猶予及び新株予約権の行使請求期間の変更並びにこれらに伴う本社債要項の変更の件

平成二十八年二月二十九日

栃木県日光市鬼怒川温泉滝五三〇番地

発行会社　株式会社鬼怒川温泉山水閣

代表取締役　庄田　哲康

第四十二期決算公告

平成二十七年十月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	五六三、三五四
固定資産	九六九、二九九
合計	一、五三二、六五四

負債及び純資産の部

流動負債	三八三、五三五
固定負債	九七一、二四一
株主資本	一七六、二二一
資本金	三五、〇〇〇
利益剰余金	一四一、二二一
利益準備金	八、七五〇
その他利益剰余金	一三二、四七一
（うち当期純利益）	（三六、四七八）
評価・換算差額等	一、六五六
合計	一、五三二、六五四

平成二十八年二月二十九日

茨城県常総市豊岡町乙一七〇〇番地

株式会社京まろん

代表取締役　櫻井　雅人